

平成 28 年 保育関係職員組合 夏期要求及び回答

要 求 事 項	回 答
<p>1. 非常勤職員の労働条件の改善について</p> <p>(1) 勤務労働条件の変更事項に関しては、労使で協議、交渉を行うこと。</p> <p>(2) 夏期休暇を正規職員と同じにすること。</p> <p>(3) 夏期取得期間については、柔軟に対応すること。</p> <p>(4) 現在付与されている病気休暇を有給にすること。</p> <p>(5) 人員配置については、現場に支障がでないよう退職した職員の適切な補充をすること。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p> <p>(2) 最大6日間とする。</p> <p>(3) 取得期間については7月から9月までとする。</p> <p>(4) 特別休暇については、国に準拠することを基本としている。</p> <p>(5) 現場に支障がでないよう退職した職員の適切な補充ができるよう努力する。</p>
<p>2. 非常勤職員の賃金について</p> <p>(1) 非常勤職員の一時金を支給すること。</p> <p>(2) 非常勤職員の賃金を改善するために、独自の給与表を作成すること。</p> <p>(3) 保育園で働く全職種 of 賃金改善をすること。</p>	<p>2.</p> <p>(1) 現行どおりとする。</p> <p>(2) 現行どおりとする。</p> <p>(3) 近隣市の状況及び市場の単価を参考に、賃金単価は決定していく。</p>